

庁議付議事案書

開催・令和8年3月24日

所管部課	会計課	部長	武越 信昭		
件名	東大和市会計管理者事務の専決等に関する規程の一部を改正する訓令について				
	区分		1 審議事項	○	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市会計管理者事務の専決等に関する規程			
	部課機関				
<p>1. 要旨</p> <p>(1) 趣旨 課長と係長が代決可能な事務の範囲を拡大し、会計管理者兼会計課長が不在で、緊急の場合は会計係長等が代決できるよう、規定を改正する。</p> <p>(2) 主な改正内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第3条中「次に掲げる事務で」を削り、同条各号を削る。 ・ 第4条第2項中「前条各号に掲げる事務で特に」を削る。 <p>(3) 施行日 令和8年4月1日</p>					
<p>2. 経過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課審査済み。</p>					
<p>3. 留意事項 (問題点等) 今後の予定</p>					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p> <p>了承</p>					